

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外30名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (55)

令和8年1月19日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

真 吾

外10名



目 次

はじめに.....	1
1 被告の行ってきた本件原子力発電所の安全確保の取り組み.....	1
2 再稼働までのプロセス及び新規制基準適合性審査の状況.....	2
(1) 本件原子力発電所の再稼働までのプロセス.....	2
ア 原子炉等規制法の改正と新規制基準適合性審査.....	2
イ 本件原子力発電所の再稼働に向けた取り組み.....	5
ウ 本件原子力発電所の再稼働に向けたプロセスの間における具体的な 危険の不発生.....	6
(2) 新規制基準適合性審査の状況.....	6
3 まとめ.....	7
別紙.....	9

略語例

本件原子力発電所	浜岡原子力発電所 3 ないし 5 号機 (なお, 特定の号機を示すときには, 例えば「本件原子力 発電所 3 号機」と表す。)
原子炉等規制法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号)
実用炉規則	実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 (昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号)
改訂指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (平成 1 8 年 9 月 1 9 日原子力安全委員会 (当時) 決定)
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備 の基準に関する規則 (平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 5 号)
設置許可基準規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備 の基準に関する規則の解釈 (平成 2 5 年 6 月 1 9 日原規技発 1 3 0 6 1 9 3 号原子 力規制委員会決定)
駿河湾の地震	平成 2 1 年 8 月 1 1 日の駿河湾の地震

福島第一原子力発電所
事故

東京電力株式会社（当時）福島第一原子力発電所において
発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
に伴う津波に起因する事故

南海トラフ検討会

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」

BWR

Boiling Water Reactor

沸騰水型原子炉

ABWR

Advanced Boiling Water Reactor

改良型沸騰水型原子炉

PWR

Pressurized Water Reactor

加圧水型原子炉

はじめに

令和7年11月20日の口頭弁論期日において、貴庁から被告に対してなされた、「本件紛争の成熟性についての見解を明らかにされたい」との質問については、以下のとおりである。

1 被告の行ってきた本件原子力発電所の安全確保の取り組み

被告は、その平成24年2月29日付け準備書面（1）、平成27年11月19日付け準備書面（19）等で述べたとおり、浜岡原子力発電所1、2号機及び本件原子力発電所3ないし5号機の設計・建設に当たり、自然的立地条件に関し、詳細な調査を行い、全般にわたり余裕を持たせた設計を行ったうえで、重層的な事故防止対策を講ずるなどの安全確保対策を講じている。そして、それ以降、新規制基準適合性審査に至るまでにも、時々の最新の知見や技術の発展等を踏まえた評価・検討を行い、必要に応じて対策を強化してきた。

例えば、被告は、改訂指針の審議を契機に、本件原子力発電所3ないし5号機につき目標地震動（最大加速度約1000ガル）を設定して自主的に耐震裕度向上工事を実施した。南海トラフ検討会が南海トラフ沿いで発生し得る最大クラスの地震を検討したことを受け、被告は、同検討会の強震断層モデルによる地震動（最大加速度約400ないし1000ガル）に対して同3、4号機の施設影響評価を行い、その応答スペクトルが上記の耐震裕度向上工事の目標地震動の応答スペクトルにほぼ包絡されていることなどから、この強震断層モデルによる地震動が同3、4号機の耐震安全性に特段の影響を及ぼさないことを確認した。また、上記の結果を踏まえて設定した改造工事用地震動（最大加速度1200ガル）を用いて同3、4号機の耐震設計上重要な施設等の改造工事を行うか否か検討した結果、同3、4号機の配管・電路類サポートについて改造工事を実施するとともに、原子炉停止、炉心冷却、放射性物質閉じ込め機能を有する主要施設について、改造工事の必要がないことを確認した。駿河湾の地震において他号機に比べ大き

な地震動が観測された同5号機について、被告は、駿河湾の地震における同号機の地震動増幅要因である地盤増幅特性を反映して設定した改造工事用増幅地震動（最大加速度2000ガル）を用いて、同号機の原子炉停止、炉心冷却、放射性物質閉じ込め機能を有する主要施設について、耐震安全性が確保されていることを確認した。そのほか、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所3ないし5号機において緊急安全対策を実施したうえで、新規制基準の制定に先立ち自主的に、津波に対する安全対策や緊急安全対策の強化策を講じた。

このように、被告は、本件原子力発電所の設計・建設時はもとより、それ以降も、その時々最新の知見や技術の発展等を踏まえた評価・検討を行い、必要に応じて対策を講ずるなどの安全確保の不断の取り組みを行ってきた。

2 再稼働までのプロセス及び新規制基準適合性審査の状況

本件原子力発電所は、福島第一原子力発電所事故後、現在に至るまで原子炉の運転を停止しているところ、被告が同発電所の再稼働を行うまでには、原子力規制委員会が行う各種の規制を通じて同発電所の新規制基準適合性が確認される必要があり、被告は、必要に応じて対策を強化し、同発電所の新規制基準適合性が確認された後に、これを再稼働させることとしている。

被告は、本件原子力発電所の再稼働に向けて、原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んできたところである。

（1）本件原子力発電所の再稼働までのプロセス

ア 原子炉等規制法の改正と新規制基準適合性審査

被告は、平成23年5月14日、本件原子力発電所4、5号機につき各原子炉の運転を停止するとともに、定期検査のため原子炉の運転を停止していた同3号機につき原子炉の運転再開を当面見送ることとした。これ以降現在に至るまで、同3ないし5号機は原子炉の運転を停止している。

福島第一原子力発電所事故を契機として、平成24年6月に成立した原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）により、新たに原子力規制機関として原子力規制委員会が設置されるとともに、原子炉等規制法等が改正された。この原子炉等規制法の改正に当たり、原子力規制委員会は、平成25年7月、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえるとともに海外知見を参考にして、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈等を制定した。その後も、同委員会は、必要に応じて原子力規制委員会規則、告示及び内規等を制定又は改正してきている。

原子炉等規制法の上記改正においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、人の安全に加え、環境を守ることが目的に追加されるとともに（同法1条）、重大事故も規制の対象とされ（同法43条の3の6第1項3号等）、また、最新の知見を、すでに許可を受けている発電用原子炉施設にも反映させるためいわゆるバックフィット制度（同法43条の3の23に定める停止等命令の制度）が導入された。従前設けられていた、平成24年法律第47号による改正前の電気事業法（以下、「平成24年改正前電気事業法」という。）等に基づく規定による検査を受けるべき原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものにつき、平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法（以下、「平成24年改正前原子炉等規制法」という。）による一部の規制（同法27条から29条までに定める設計及び工事の方法の認可、使用前検査及び施設定期検査等）を行わないこととしていた規定（同法73条）は削除され、発電用原子炉施設に対する規制が原子炉等規制法に一元化された。

原子炉等規制法の上記改正に当たり、平成24年改正前原子炉等規制法23条1項によりされた原子炉設置許可及び同法26条1項によりされた原子炉設置変更許可は、それぞれ同改正後の原子炉等規制法43条の3の5第1項によりされた原子炉設置許可及び同法43条の3の8第1項によりされた原子炉設置変更許可とみなすなどの経過措置が置かれた一方で（平成

24年法律第47号附則19条1項、22条1項、24条1項)、新規制基準への適合については一部を除いて経過措置が置かれていない。原子力規制委員会は、本件原子力発電所を含め、平成24年改正前原子炉等規制法等に基づきすでに原子炉設置(変更)許可等を受けていた既設の発電用原子炉施設について、その原子炉の運転を再開する場合、当該発電用原子炉施設の新規制基準適合性が確認されることが必要であるとして、原子炉設置変更許可、設計及び工事の計画の認可、保安規定変更認可といった各種の規制を通じ、新規制基準適合性審査を行っている。既設の発電用原子炉施設に対する新規制基準適合性審査の進め方としては、まずは原子炉設置変更許可申請に係る審査が行われる。その後、設計及び工事の計画の認可申請に係る審査においては、設計及び工事の計画が原子炉設置変更許可を受けたところによるものであることなどの審査がなされ(原子炉等規制法43条の3の9第3項)、保安規定変更認可申請に係る審査においては、その保安規定が、原子炉設置変更許可を受けたところによるものでないことに該当することがないことなどの審査がなされる(同法43条の3の24第2項)。

また、原子力規制委員会は、使用前事業者検査(原子炉等規制法43条の3の11第1項)に係る原子力規制検査(同法61条の2の2)による使用前確認を行い、発電用原子炉施設が技術上の基準(同法43条の3の14)に適合するものであることなどを確認している。

なお、上記で述べた本件原子力発電所各号機の原子炉の運転の停止後、同4、5号機は定期検査を実施すべき時期を迎えたため、同4号機は平成24年1月、同5号機は同年3月、それぞれ定期検査を開始した(平成24年改正前電気事業法54条1項、電気事業法施行規則(平成24年経済産業省令第68号による改正前のもの)91条)。現在、被告は、同発電所の定期事業者検査(原子炉等規制法43条の3の16第1項、実用炉規則55条)を行っているところであり、この実施状況について原子力規制検査を受けなけ

ればならず、原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするときには原子力規制委員会に報告しなければならないとされている。

イ 本件原子力発電所の再稼働に向けた取り組み

被告が本件原子力発電所の再稼働を行うまでには、前記アで述べたとおり、原子力規制委員会が行う各種の規制を通じて同発電所の新規制基準適合性が確認される必要がある。

被告は、新規制基準に沿って検討を行い、本件原子力発電所4号機について、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を、同3号機について、原子炉設置変更許可申請を、原子力規制委員会に対してそれぞれ行っており、これらの申請に係る審査（新規制基準適合性審査）を通じて新規制基準適合性の確認を受けることとしている。また、同5号機については、被告は、現時点で新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請を行っておらず、同申請を行うべく検討を行っている。

一方、現在、被告は、本件原子力発電所につき、「安全性向上対策工事」として、福島第一原子力発電所事故以降に被告が行うこととした安全対策を実施している。すなわち、被告は、本件原子力発電所において、緊急安全対策を講じていたところ、これに加えて、新規制基準の制定に先立ち自主的に、防波壁の設置等からなる浸水防止対策を講じて津波に対する安全対策を強化するとともに、炉心冷却機能の強化や電源の強化等からなる緊急安全対策の強化を図っていた。新規制基準の制定後は、改めて新規制基準に沿った検討を行い、上記の津波に対する安全対策及び緊急安全対策の強化策に加えて新規制基準に適合するための更なる対策を講ずることとしている。こうした対策については、必要に応じて見直しや追加を行うことがあり得る。

このように、被告は、本件原子力発電所の再稼働に向けて、原子炉等規制

法上必要とされるプロセスに取り組んでいる。このプロセスに要する期間に関し、他の原子力発電所に係る事例における新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可を受けてから再稼働までの期間は、【別紙】のとおりである。

ウ 本件原子力発電所の再稼働に向けたプロセスの間における具体的な危険の不発生

被告は、前記イで述べたとおり、本件原子力発電所の再稼働に向けて、原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んでいるところであるものの、同発電所が再稼働に至るまでには現時点では相当程度の期間を要し、それまでは、同発電所において運転に伴って生ずる放射性物質が異常に放出される危険性はおよそ存在せず、同発電所の原子炉の運転に起因する重大な事故が発生する具体的な危険性が生ずることはない。

この点につき、令和6年10月29日付け被告準備書面（44）で述べたとおり、原子力発電所の再稼働に向けて原子炉等規制法上必要とされるプロセスに事業者が取り組んでいる中で当該原子力発電所の人格権に基づく運転等の差止請求の当否が判断され、請求を棄却すべきものとされた事件がある（乙A第11号証、乙A第12号証、乙A第13号証）。

（2）新規制基準適合性審査の状況

被告は、本件原子力発電所4号機及び同3号機について、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査を受けてきたところである。令和8年1月5日、被告は、同発電所の基準地震動の策定につき、地震動評価における代表波選定が審査会合での説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあることを公表した。被告は、この事案につき、透明性・公正性を確保して事実関係及び原因の調査、再発防止策の検討等を行うため、被告から独立した外部専門家のみで構成される第三者委員会を設置することとした。（乙E第88号

証)

原子力規制委員会は、令和8年1月14日、定例会において、上記事案について事実関係及び原因等の詳細な調査を行うため、原子炉等規制法67条1項に基づき被告に報告を求める命令を発出することを決定した。また、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査について、審査会合、ヒアリング、面談等は実施しないこと、同法61条の2の2に基づく原子力規制検査として、審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況等を確認し、上記事案に係る検査結果をとりまとめ、その結果を踏まえた規制上の措置等について改めて原子力規制委員会に諮ることなどを内容とする今後の原子力規制庁の対応方針を了承した。(乙E第89号証)

今後、被告は、上記の第三者委員会の調査に全面的に協力するとともに、原子力規制委員会の報告徴収命令及び原子力規制検査に真摯に対応することとしている。本件原子力発電所の再稼働のためには、これらを経たうえで、改めて同発電所の安全確保に取り組むことが必要となる。

3 まとめ

前記1で述べたとおり、被告は、浜岡原子力発電所1, 2号機及び本件原子力発電所3ないし5号機の設計・建設に当たり、自然的立地条件に関し、詳細な調査を行い、全般にわたり余裕を持たせた設計を行ったうえで、重層的な事故防止対策を講ずるなどの安全確保対策を講じている。そして、それ以降、新規制基準適合性審査に至るまでにも、時々の最新の知見や技術の発展等を踏まえた評価・検討を行い、必要に応じて対策を強化してきた。このように、被告は、本件原子力発電所の設計・建設時はもとより、それ以降も、その時々の最新の知見や技術の発展等を踏まえた評価・検討を行い、必要に応じて対策を講ずるなどの不断的取り組みを行ってきたものであり、本件原子力発電所の安全上重要な施設は、こ

これらの取り組みを経たものとなっている。また、前記2で述べたとおり、被告が本件原子力発電所の再稼働に向けて原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んでいる中では、同発電所の原子炉の運転に起因する重大な事故が発生する具体的危険性が生ずることはない。したがって、原告らの請求は、認容されるものではないというべきである。

その一方で、被告は、本件原子力発電所の再稼働に向けて原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んできたところであるものの、今後、被告は、前記の事案につき、被告が設置した第三者委員会の調査を受けるとともに、原子力規制委員会の報告徴収命令及び原子力規制検査に従った対応をしていくこととしており、これらを経たうえで、改めて同発電所の安全確保に取り組む再稼働に至るまでには、相当程度の期間を要するといわざるを得ない。本件紛争の成熟性が認められないとすれば、この点が理由となるものとする。

以 上

炉型	設置者	発電所 (号機)	原子炉設置変更許可のされた日	再稼働日*	原子炉設置変更許可を受けてから再稼働に至るまでの期間
BWR (ABWR)	東北電力株式会社	女川原子力発電所	令和2年 2月26日	令和6年11月15日	1724日 (約4年8ヵ月)
	東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	平成29年12月27日	—	—
	日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	平成30年 9月26日	—	—
	中国電力株式会社	島根原子力発電所	令和3年 9月15日	令和6年12月23日	1195日 (約3年3ヵ月)
	北海道電力株式会社	泊発電所	令和7年 7月30日	—	—
PWR	関西電力株式会社	美浜発電所	平成28年10月 5日	令和3年 7月27日	1756日 (約4年9ヵ月)
		高浜発電所	平成28年 4月20日	令和5年 8月28日	2686日 (約7年4ヵ月)
				令和5年10月16日	2735日 (約7年5ヵ月)
		3, 4号機	平成27年 2月12日	平成28年 2月26日	379日 (約1年0ヵ月)
				平成29年 6月16日	855日 (約2年4ヵ月)
	四国電力株式会社	大飯発電所	平成29年 5月24日	平成30年 4月10日	321日 (約10ヵ月)
		伊方発電所	平成27年 7月15日	平成30年 6月 5日	377日 (約1年0ヵ月)
				平成28年 9月 7日	420日 (約1年1ヵ月)
	九州電力株式会社	玄海原子力発電所	平成29年 1月18日	平成30年 5月16日	483日 (約1年3ヵ月)
		川内原子力発電所	平成26年 9月10日	平成30年 7月19日	547日 (約1年6ヵ月)
				平成27年 9月10日	365日 (約1年0ヵ月)
				平成27年11月17日	433日 (約1年2ヵ月)

※設置者の報道発表資料において「再稼働日」を示されていない場合は、「本格運転」又は「通常運転」の再開日を再稼働日としている。

